

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県市川市堀之内三丁目21番地1号

氏名 株式会社 グリーンアース

代表取締役 石井 雅士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第6項} の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和2年12月23日

許可の有効年月日 令和7年8月24日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破碎施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 木くず 以上1品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市中央区生実町2657番2 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年8月25日 新規許可

令和2年8月25日 更新許可

令和2年12月23日 変更届（破碎施設の設置）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記 1

- (1) 中間処理及び保管は (2) の場所で行うこと。
- (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
破碎施設 (木くず) (平成 27 年 8 月 6 日)	223.2 t / 日	1	千葉県千葉市中央区生実町 2 6 5 7 番 2、2 6 6 2 番 1
破碎施設 (木くず) (令和 2 年 1 2 月 1 7 日)	328.8 t / 日	1	
廃棄物保管施設 (木くず)	保管面積 98.11m ² 保管容量 202.36m ³ 保管高さ 3m 保管上限 202.36m ³	1	
廃棄物保管施設 (木くず)	保管面積 77.748m ² 保管容量 147.72m ³ 保管高さ 3.8m 保管上限 147.72m ³	1	

別記 2

- (1) 粉じんを飛散させないように散水を行うこと。
- (2) 処理施設の稼働時間は午前 8 時から午後 5 時までとすること。